

第5回

新潟地域合併問題協議会 の概要をお知らせします



事務事業など行政制度 の調整方針を了承

前回の協議会で新潟市の制度
を「適用」または「統一」する
こととなった九十一件の事務事

- ① 事務事業調整方針
- ② 事務事業以外の行政制度調整方針
- ③ 公共的団体などの取り扱い
- ④ 各種団体への補助金・交付金の
取り扱い
- ⑤ 合併建設計画(総論)

二月二十一日、新潟市で第五回新
潟地域合併問題協議会が開催されま
した。
協議会では、次の項目について協
議が行われました。

- ④ 合併の方式など
- ⑤ 合併の方式
- ⑥ 協議会の議員の任期および定数の
取り扱い
- ⑦ 地域審議会
- ⑧ 合併重点支援地域の指定
- ⑨ 岩室村の参加申し入れ
- ⑩ 今号では協議結果の概要と、合併
建設計画の内容などについてお知ら
せします。

建設計画の内容などについてお知ら
せします。

業(二月十五日号別冊をご覧ください)に加えて、今回の協議会では、八十五件の事務事業の調整方針が原案どおり了承されました。
これまで検討を行ってきた二百二十七件の事務事業のうち、残りの五十一件については、今後の協議会で調整方針が決められます。
関係市町村内にある公共的団体など(福祉関係団体や産業関係団体など)の取り扱いについては、一元化することが望ましいものがあることから、それぞれの実情を尊重しながら次のように調整するとした案が、原案どおり了承されました。
・合併関係市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。なお、統合に時間を要する団体は、合併後、

早期に統合するよう調整に努める。
・各市町村独自の団体は、自主的な判断にゆだねる。
また、新潟市以外の市町村が交付している各種団体への補助金・交付金の取り扱いについても、次のように調整するとした案が、原案どおり了承されました。

・合併関係市町村で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体などの理解と協力を得て統一の方向で調整する。統一までの当分の間は、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。
・各市町村独自の補助金については、従来の実績に配慮するが、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

合併建設計画の 総論部分を協議

新しいまちづくりの指針となる合併建設計画については、前回の骨子に基づいた総論部分が示されました。総論の原案は了承され、今後示される各論や財政計画とともに、最終的な調整を行うことになりました。

編入方式による合併と 地域審議会の設置

合併の方式については、分権

型の機能を持つ政令指定都市を目指すため、大同団結による編入合併が了承されました。協議会議員については、新潟市以外の議員が失職して、市町村ごとに増員選挙を行う定数特例とすることが了承されました。

また、地域住民の声を施策に十分反映させるための地域審議会を、合併前十一市町村の区域を単位に設置することも決まりました。
なお、合併に向けての取り組みに対して、国などからの支援を受けることができる合併重点支援地域の指定を県に申請することが、了承されました()。

岩室村の協議会 参加を了承

岩室村から新潟地域合併問題協議会への参加申し入れがあり、協議の結果、岩室村の参加が了承されました。次回の協議会で、正式に加入が決定されることとなります。

合併重点支援地域については、三月五日に県から指定されました。

協議の詳しい内容や合併建設計画については、次ページ以降をご覧ください。